

平成31年度 固定資産税（償却資産） 申告の手引き



平素より、市税につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

海津市内に事業用償却資産を所有されている方は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、賦課期日（1月1日現在）に所有している償却資産を申告していただくことになります。

つきましては、この「申告の手引き」をお読みいただき、申告書を作成のうえ期限内にご提出いただきますようお願いいたします。

●提出期間：平成31年1月4日（金）～平成31年1月18日（金）

法定の提出期限は毎年1月31日ですが、事務処理の都合上、平成31年1月18日（金）までにご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

●提出及び問合せ先

【提出(郵送)先】

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地 海津市役所税務課
または次の各窓口まで
平田支所、下多度支所、城山支所、石津支所

【問合せ先】

海津市役所税務課固定資産税係 TEL 0584-53-1116（内線2156・2157）
担当係長 浅野、担当 加賀・山下・横井

●提出していただく書類

(1) 「償却資産申告書及び種類別明細書」は、**提出用**を提出し**控用**は申告者で保管してください。

※ 郵送による申告の場合、**控用**の返送を希望される方は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※ 電算申告により、全国统一様式の申告書等用紙の送付が不要であれば、その旨を備考欄にご記入ください。

(2) 前年中に資産の増減がない場合でも、申告書は必ず提出してください。その際、申告書の右下の備考欄に「増減なし」とご記入ください。

(3) 電子申告（eLTAX）により申告をされる場合は、（一社）地方税電子化協議会のホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業（製造業、販売業、建設業、サービス業、農業、不動産業等すべての事業）の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に参入されるものをいいます。

例えば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品などが対象となります。

2. 申告していただく方

平成31年1月1日現在において、事業（製造業、販売業、建設業、サービス業、農業、不動産業等すべての事業）の用に供することができる償却資産を所有している方が対象となります。また、次の方も申告が必要になります。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- (3) 償却資産の所有者がわからない場合は使用されている方
- (4) 償却資産を共有されている方（持分に応じて個々に申告するのではなく、共有者全員の連名で申告していただくこととなります。例：海津太郎 外2名）

※ 申告書が送られてきた方で、事業を廃止、解散、休業されている場合、または償却資産をお持ちでない方も、お手数ですが申告書の備考欄にその旨を記入してご提出いただきますようお願いいたします。

3. 留意事項

- (1) 正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び海津市税条例第75条の規定により**過料を科せられる**ことがあります。
- (2) 虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により**罰金を科せられる**ことがあります。
- (3) 地方税法第353条及び408条の規定により、実地調査や帳簿書類等の調査を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

4. 申告の対象となる資産

平成31年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で次のいずれかに該当するものです。

- (1) 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- (2) 耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上で、3年一括償却していない資産、あるいは取得価格が10万円未満であっても、法人税法または所得税法の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上されているもの
- (3) 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- (4) 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- (5) 償却済資産（耐用年数が経過資産）
- (6) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (7) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (8) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います）
- (9) 福利厚生のに供するもの
- (10) 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当します）

5. 申告の対象とならない資産

次の資産は課税対象になりませんので申告の必要はありません。

- (1) 平成 10 年 4 月以降開始の事業年度に取得した償却資産のうち、耐用年数が 1 年未満または取得価額が 10 万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金または必要な経費に算入されたもの
- (2) 取得価額が 20 万円未満の償却資産で、税務会計上 3 年間で一括して損金または必要な経費に算入されたもの
- (3) 商品、貯蔵品
- (4) 牛、馬、果実、その他の生物（観賞用、興行用、これらに準ずる用に供する生物は申告対象）
- (5) 書画骨董（複製品等減価償却しているものは申告対象）
- (6) 無形減価償却資産（漁業権、特許権、平成 12 年 4 月 1 日以降取得分のソフトウェア等）
- (7) 自動車税または軽自動車税の課税対象となる自動車等
- (8) 平成 20 年 4 月 1 日以降に取得し売買扱いとするファイナンスリース資産で、取得価額が 20 万円未満のもの

＜経理区分と取得価額による申告対象＞

○：必要、×：不要

償却方法 取得価額	経理区分と申告の要否			
	一般減価償却	中小企業特例 ^{*1}	3 年一括償却 ^{*2}	一時損金算入 ^{*3}
10 万円未満	○	○	×	×
10 万円以上 20 万円未満	○	○	×	
20 万円以上 30 万円未満	○	○		
30 万円以上	○			

(*1) 中小企業特例を適用できるのは、平成 18 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに取得した資産です（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5）。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。

(*2) 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項

(*3) 法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条

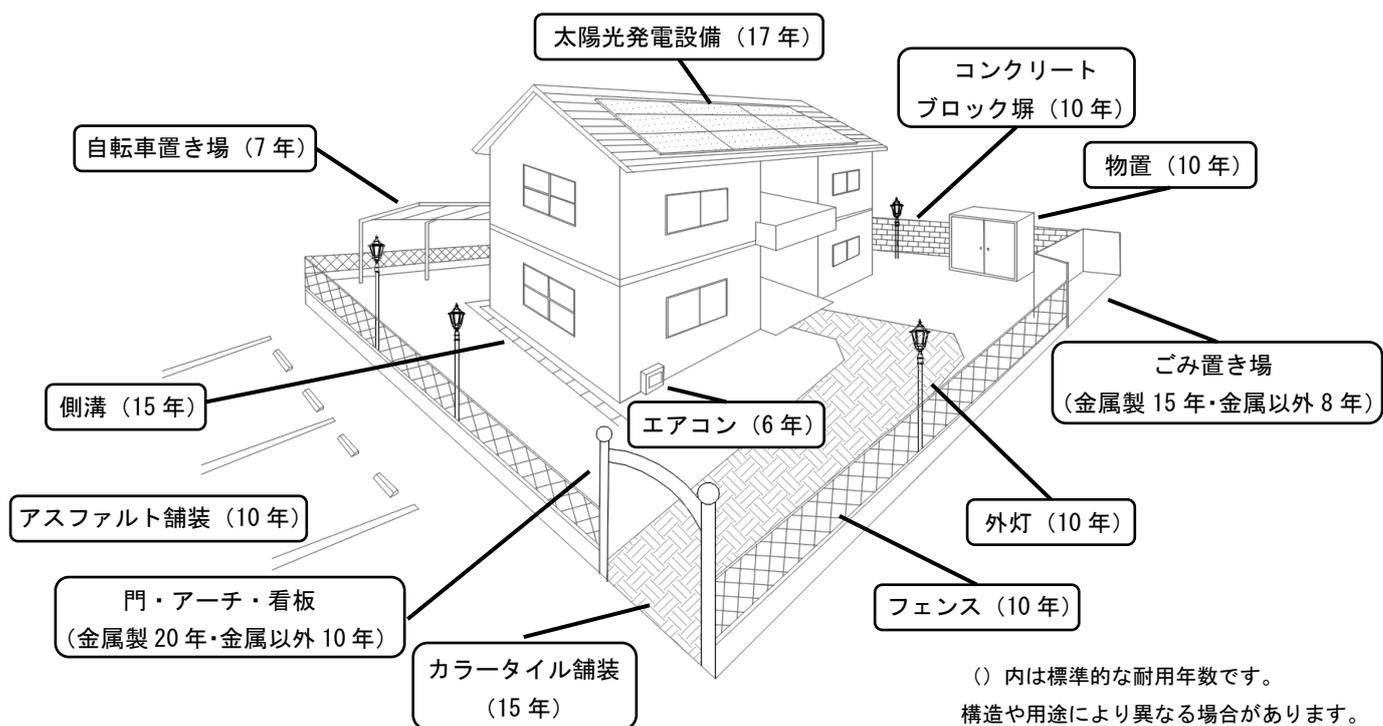
6. 業種別の主な償却資産

(※太陽光発電設備を申告される方は 5 頁『7. 太陽光発電設備に係る申告について』もご確認ください。)

業種名	主な償却資産
共通する償却資産	駐車場設備、太陽光発電設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、LAN 配線、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、ブラインド等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、タオル蒸器、日よけ等
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌機、サインポール、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、給排水設備、ビニール包装設備等
医療業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT スキャン）、医療ガス設備、各種キャビネット等
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、カッター、研磨機、コンプレッサー、クレーン、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル バー、喫茶・軽食	接客用家具・備品、厨房設備、ガスレンジ、洗濯設備、ポイラー、自動食器洗浄器、製水機、楽器、ミラーボール、ステレオ、放送設備等

業種名	主な償却資産
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケセット、接客用家具、照明設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	プロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、溶接機等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火器等
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
農業	田植機、稲刈機、脱穀機、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車等
不動産賃貸業	駐車場舗装、看板、門、塀、外灯、緑化設備（植木等）、フェンス、側溝、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管、自転車置場、近隣の電波障害対策用アンテナ、ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス等

【賃貸用アパートを建てた場合の主な償却資産】



7. 太陽光発電設備に係る申告について

(1) 太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。以下の『(2)申告が必要な方』をご参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

償却資産は課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課税されませんが、事業を営まれている限り、申告は毎年必要となります。

(2) 申告が必要な方

	余剰売電	全量売電
個人	<p><申告 不要> 個人利用を主な目的とした資産であり、事業用資産に該当しない。</p>	<p><申告 必要> 売電を目的とした事業用資産に該当する。</p>
法人 個人事業主	<p><申告 必要> 本来の事業の付随業務であり事業用資産の一部に該当する。</p>	<p><申告 必要> 売電を目的とした事業用資産に該当する。</p>

※発電出力が10キロワット以上の場合、個人余剰売電の場合でも、売電が主な目的とみなされ、課税対象として、申告が必要となります。

(3) 償却と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については以下のとおりです。表中の「償却」と記載されている設備は、償却資産として申告の対象です。「家屋」と記載されている設備は家屋として評価され、課税されるため申告は不要です。

太陽光パネルの設置方法	設 備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

(4) 太陽光発電設備の耐用年数

- 17年

(耐用年数省令別表第2「31 電気事業用設備」の「その他設備」の「主として金属製のもの」)

(5)再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

取得期間	平成28年4月 1日から 平成30年3月31日まで	平成30年4月 1日から 平成32年3月31日まで
対象設備	自家消費型の太陽光発電設備（10キロワット以上）	
適用期間	最初の3年度分	
特例割合	課税標準額を価格の3分の2	出力1,000キロワット未満・・・ 課税標準額を価格の3分の2 出力1,000キロワット以上・・・ 課税標準額を価格の4分の3
必要書類	一般社団法人 環境共創イニシアチブが発行する 『再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書』	

8. 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の改正

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部改正により、平成21年度分から耐用年数が変更になっています。（平成20年4月30日改正）

国税庁「別表第二 機械及び装置の耐用年数表における資産区分及び耐用年数」が改正されています。

耐用年数は法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には次の3種類があります。

- ① 法定耐用年数・・・上記、国税庁ホームページをご覧ください。
◎通常は、この耐用年数により申告してください。
- ② 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。
- ③ 短縮耐用年数・・・法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写を申告書に添付して提出してください。

9. 申告時におけるお願い

(1) 申告様式の変更

地方税法施行規則の改正により、申告書に「個人番号又は法人番号」の記載欄が新設されました。

つきましては、個人の場合は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を右詰めで記載していただきますようお願いいたします。

(2) 申告時における本人確認の実施

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、個人の方が個人番号（マイナンバー）を記入した申告書を提出する場合は、なりすましを防止するため、本人確認措置を実施することになりました。

なお、法人の場合（法人番号）は対象外です。

年度		※ 所有者コード										第二十六号様式 (提出用)	
申告書 (償却資産課税台帳)													
)	3 個人番号又は法人番号	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">) </div>										8 短縮耐用年数の承認	有・無
	4 事業種目 (資本等の金額)											9 増加償却の届出	有・無
)	5 事業開始年月	年 月		10 非課税該当資産	有・無								
	6 この申告に应答する者の係及び氏名 (電話)			11 課税標準の特例	有・無								
)	7 税理士等の氏名 (電話)			12 特別償却又は圧縮記帳	有・無								
				13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法								
				14 青色申告	有・無								

10. 申告に必要な本人確認書類

(法人番号を記載した申告書を提出いただく場合、本人確認書類は不要です。)

(1) 市役所又は支所の窓口に提出

本人が来庁	同封の申告書で（海津市が住所、氏名等を印字したもの）申告		次のいずれかの書類を提示 ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票
		同封の申告書を添付	次のいずれかの書類を提示 ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票
	同封の申告書によらない申告	同封の申告書の添付なし	次のいずれかの書類を提示 ・個人番号カード＋顔写真付き身分証明書等（免許証や旅券など） ・通知カード＋顔写真のない公的書類（「保険証・年金手帳など」） ・個人番号が記載された住民票＋顔写真付きの身分証明等
代理人が来庁	ア～ウまでのすべての書類 ア. 代理人であることを証明する書類（委任状など）の添付 ※同封の申告書で申告する場合、同封の申告書を添付する場合は不要 イ. 代理人自身の本人確認書類（顔写真付き身分証明書、税理士証票など）の提示 ※代理人が法人で、来庁者が従業員である場合は、そのことを証明する書類の提示も必要 ウ. 申請される本人の個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票のいずれかのコピーの添付（個人番号カードの場合は両面の写しが必要）		

(2) 郵送で提出される場合

窓口での提出書類と同じ書類の写しを同封してください。

(3) 電子申告で提出される場合 ※これまでと変更はありません。

エルタックスで認める電子証明書

☆マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨を理解していただきマイナンバーの記載にご協力をお願いします。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人が確認できない場合は、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますのでご了承ください。